

養殖瓦版

平成19年1月24日発行
(第7号)

発行：千葉県水産総合研究センター・生産技術研究室
〒295-0024 千葉県南房総市千倉町平磯 2492
phone：0470-43-1111 fax：0470-43-1114
E-mail：chiba-pfrc@mz.pref.chiba.lg.jp

「水産用医薬品の使用について」第20報について

この度、農林水産省から「水産用医薬品の使用について」第20報が発行されました。このパンフレットについては、第19報から6点の変更点がありますので、変更内容を簡単にご説明します。

○すずき目魚類のはだむし対策として使用できる「ブラジクアンテル」が、使用基準の対象医薬品に追加されました。使用基準の対象医薬品には、魚への残留に特に注意が必要な医薬品が指定されます。使用基準に違反した場合は罰せられますので、適正に使用してください。（「トリクロロホン」も使用基準の対象医薬品に追加されました。）

○海産魚ではすずき目、にしん目及びかれい目魚類のビブリオ病等の対策として使用できる「塩酸オキシテトラサイクリン」が、ふぐ目魚類にも使用できるようになりました。

○魚類及び甲殻類の麻酔剤として唯一使用できる「オイゲノール」に休薬期間が定められました。

○にじますのみに使用できた「スルファジメトキシシン又はそのナトリウム塩」が、製造中止になりました。

○昨年、有効成分として新規追加された「ひらめのβ溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン」に、新たに商品名「マリンジェンナー ヒラレン1」が追加されました。ひらめのレンサ球菌症には3種類あり、全国的に発生件数が最も多いのはβ溶血性レンサ球菌症です。

○ぶり及びかんぱちのα溶血性レンサ球菌症不活化ワクチンである商品名「アマリン レンサ」の対象魚類が、ぶり属魚類に拡大されました。

※なお、ワクチンの使用に当たっては、指導機関の指導が必要となりますので、事前に当研究室までご連絡してください。

医薬品は、添付文書等を確認の上、記載されている用法・用量、使用上の注意及び休薬期間に従って、適正に使用するようお願いします。

近年、当研究室への魚病診断依頼が減少傾向です。これは、自己診断できるようになった、あるいは適正な飼育管理により疾病の発生が減ったということも一因と思われますが、「養殖魚の相場が悪くて、高価な薬は使えないから診断しても意味がない」という声も聞かれます。疾病の原因を把握しておくことは、予防対策をする上でも重要になります。原因不明な疾病が発生した場合は、生産技術研究室までご連絡ください。